第14 独立行政法人中小企業基盤整備機構

不 当 事 項

補 助 金

 \exists

(247)

補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

(271)

科

向上業務費)

新事業展開·創業支援業務費

(一般勘定)経営環境変化対応支援業務費(令和5年度以前は、生産性

部 局 等 独立行政法人中小企業基盤整備機構本部

独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号) 補助の根拠

補助事業者 会社17、個人事業主3、団体1、計21補助事業者

(事業主体) (会社 17、個人事業主 3、計 20 事業主体)

間接補助事業者 (事業主体)

5 会社

機構の補助金 中小企業等事業再構築促進補助金、ものづくり・商業・サービス生産

性向上促進補助金

事業費の合計

972,016,845 円

補助対象事業費

866,430,122 円

の合計

上記に対する機

構の補助金交付

額の合計

481,174,423 円

不当と認める補 助対象事業費の

711,155,525 円

381,995,762 円

合計

上記に対する不 当と認める機構

の補助金相当額

1 補助金等の概要

の合計

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、国から交付される交付金等 を財源として、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)に基づき、創 業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者等の事業等に要する経費について、直接又は間 接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助事業が適切に実施されているかなどに着眼して、334 会社、29個人事業主及び3団体において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会 計実地検査を行った。

その結果、21 会社、3個人事業主、計24事業主体(うち1事業主体が補助事業者と間接 補助事業者の両方に該当する。)が中小企業等事業再構築促進補助金及びものづくり・商業・

サービス生産性向上促進補助金を受けて実施した事業において、補助金が過大に交付されているなどしていて、これらに係る機構の補助金381,995,762円が不当と認められる。

これを補助金別に掲げると次のとおりである。

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金が過大に交付されていたなどのもの 5 件 不当と認める機構の補助金 37,382,667円

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(以下「ものづくり補助金」という。)は、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の事業を実施する中小企業・小規模事業者等に対して、事業に要する経費の一部について、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の補助金の交付を受けた全国中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)が補助するものである。中央会は、事業主体が中央会からものづくり補助金の交付を受けて実施する事業(以下「ものづくり補助事業」という。)に係る確定検査等の事務を各都道府県の中小企業団体中央会(以下「受託事業者」という。)に委託している。

中央会が制定した「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程」(令和2年3月制定)等において、ものづくり補助事業は、事業の主たる課題の解決そのものを他社へ外注又は委託する事業に該当しない事業であることなどが要件となっている。また、補助対象事業費は、ものづくり補助事業の対象として明確に区分できる経費であること、交付決定日以降に発注を行い、ものづくり補助事業の実施期間内に納品、検収、支払等を完了したものに限ることなどとなっている。

そして、ものづくり補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格等が単価 50 万円(税抜き)以上の機械、器具及びその他の財産は、処分(補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。)を制限する財産(以下「処分制限財産」という。)となっており、事業主体が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)等を準用した期間(以下「処分制限期間」という。)内において処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ中央会の承認を受けなければならないこととなっている。また、事業主体が処分制限期間内に処分制限財産を処分した場合、中央会は、当該処分制限財産の残存簿価相当額に補助率を乗ずるなどした額を納付させることなどとなっている。

本院が、中央会及び155事業主体において、172事業のものづくり補助事業を対象に会計実地検査を行ったところ、5事業主体が実施した5事業において、次のアからウまでの事態が見受けられた。

- ア 納品を受けていないのに納品を受けたとするとともに、実際に要した額を超える事業費を記載するなどした虚偽の実績報告書等を提出するなどしていて、ものづくり補助金が過大に交付されていた事態(2事業主体、2事業、ものづくり補助金交付額計17,661,110円(機構の補助金相当額同額))
- イ 導入した機械装置を専ら他社に使用させて事業計画書に記載されている事業を自ら実施しておらず、補助の対象とならない事態(1事業主体、1事業、ものづくり補助金交付額10,000,000円(機構の補助金相当額同額))
- ウ 処分制限財産が無断で、補助金の交付の目的に反して使用され、また、廃棄されるなどしていた事態(2事業主体、2事業、ものづくり補助金交付額計9,721,557円(機構の補助金相当額同額)) これらのため、ものづくり補助金計37,382,667円(機構の補助金相当額同額)が過大に交付されるなどしていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、ア及びイの計3事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が著しく欠けていたこと、ウの2事業主体において処分制限財産の処分に係る手続を適正に行